（朱批）、
右ハ御敵兵ヲ除キ陣営ニ至ル一際ニ対シ通知シ置キ候
又大方ノ方ハ之ヲ以テ此旨紅ニ親展ス之ニ此件ハ下之候
ハ、事張ノ注意シ候ニ付共ニ之ヲ通ジ右ノ者ニテ本業有之
可ク候ニ付特ニ此段報申上置候
十二月四十二日出勤候　（此前ノ二アリ）

十二月十九日
野間瀬田株式会社労働争議
一、会社側動静、
一、争議団集合所ノ奪取策、
会社ハ争議団ノ集合所ナル元工場ヲ野間家ヨリ奪取セントシ
此ノ事サヘ解決セバ前様ノ通リ土地ヲ返スト申居リ
右ハ野間商店ニ依頼シ壱万円ノ債務ノ為メ差押ヘタルモ
命シ執行シ債務ノ履行ヲ迫リタルモ、会社ノ争議団ニ対シ
伯父ヨリ迫リタルモ之ヲ肯セズ之ヲ拒絶シ居ル次第ナリ
弟モ何レモ共ニ会社其ノ他ノ者ニ下ヨリ示シ合ハセ会社ノ金ヲ持
出シ(争議団ノ資金)野田町ニ於テ会社ノ保証セシ所
西方ニ対シテ金二千五百円ヲ以テ前記財産ヲ使用権ヲ
譲渡セシメタルモノ如ク金持主ハ其ノ取扱下リト思ヒ居ル